

社会福祉法人北見市社会福祉協議会役員及び評議員の報酬並びに費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北見市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常務理事とは、定款第17条に基づき置かれる者で、この法人を主たる勤務場所とする。
- (3) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。

(報酬の支給)

第3条 本会は、役員のうち会長、副会長及び常務理事の職務執行に応じて報酬を支給することができる。

2 常務理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は職員給与と重複して支給しない。

(報酬の額)

第4条 本会の役員の報酬月額の内訳は別表に定めるとおりとする。

2 役員の報酬額は、評議員会の議決を得なければならない。

(費用弁償)

第5条 本会は役員及び評議員がその職務の執行に当たって会議等に出席した場合は、その出席に対して1日当たり2,000円を費用弁償として支給する。

2 本会の役員のうち、第3条第1項に定める報酬を受けている役員には、前項に定める費用弁償は支給しない。

3 常務理事には、本会職員の例により通勤手当を支給することができる。

4 役員及び評議員が職務のため出張したときは、別に定める旅費規程に基づき旅費を支給する。

(報酬等の支給日)

第6条 役員のうち、会長及び常務理事は毎月、副会長の報酬は四半期ごとに支給することとし、支給日は該当月の21日とする。ただし、支給日が休日、日曜日または土曜日に当たるときは、順次これを繰り上げる。

2 役員及び評議員の費用弁償は、毎年3月末に本人の指定する金融機関の口座に一括振り込むものとする。ただし、任期途中に退任の事由が生じたときは、翌月の末日までに支給する。

3 旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第2項第2号に定める報酬の支給基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の議決を得て行う。

(委任)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が評議員会の議決を経て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成18年3月3日から施行する。
- 2 この規程は、平成19年8月1日から施行する。
- 3 会長報酬の額は、平成19年8月1日から平成21年7月31日までの間に限り、第3条第1項の規定に定められた額に100分の70を乗じて得た額とする。
- 4 副会長報酬の額は、平成19年8月1日から平成21年7月31日までの間に限り、第4条第1項の規定に定められた額に100分の70を乗じて得た額とする。
- 5 この規程は、平成23年8月1日から施行する。
- 6 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 7 この規程は、平成29年6月12日から施行し平成29年4月1日から適用する。

別表

報酬月額

| 役員名 | 報酬額 (月額) |
|------|----------|
| 会 長 | 70,000円 |
| 副会長 | 15,000円 |
| 常務理事 | 221,000円 |